令和6年度米原市放課後児童クラブ　入会についてのご案内

放課後児童クラブは、保護者が就労等により昼間家庭にいない市内の小学生に対し、放課後等に安心・安全な居場所を提供するためのものです。

※令和5年 10 月の申込みは、令和6年度の「年間利用」および「長期休業期間利用（冬休み令和5年 12 月・令和6年1月）、春休み（令和6年3月）・（令和6年4月）」の利用希望者が対象となります。

※入会希望者が定員を超えた場合や、負担金に滞納がある方は待機となる場合があります。

※当初に申込みされた利用内容は、原則、変更できません。

※申込みについてはご家族、お子様とよくご相談の上、お申し込みください。

※児童クラブは、適切な遊びおよび生活の場を提供し、子どもの健全な育成を図る施設であり、学習支援等を行う施設ではありませんのでご了承ください。

※夏休みの申請受付は、令和6年5月上旬に行います。

令和６年度（来年度）入会を希望する方は、次の要領で申込みをお願いします。

１　対象となる児童の入会の要件

米原市内の小学校に在学する児童で、保護者の就労、疾病等の理由により、小学校の放課後等に養育を受けることができない児童

※「社会生活を身につけさせるため」、「遊び場所がないから」、「友達が行っているから」といった理由での申込みはできません。

２　入会申込みについて

申請情報公開日：令和５年 10 月２日（月）

※市公式ウェブサイトからご確認ください。

公式 WEB サイト

申　請　方　法：マイナポータル（アプリまたはブラウザ）からの電子申請となります。

※マイナンバーカードはなくても申請できますが、カードがあると入力を一部省略できます。

※操作方法が分からない方やスマートフォン等をお持ちでない方は、申請の支援を行いますので、子育て支援課（本庁舎２階）までお越しください。

※ブラウザ（Google など）から申請される場合はこちらから。

マイナポータル

受　付　期　間：令和５年 10 月 17 日（火）から 10 月 31 日（火）まで

提出書類等：

○入会申込書
○同意書
※電子申請画面から入力

全国共通様式または米原市（園用）の様式で提出
※事業所の様式は不可

○証明書類（以下のいずれかのデータまたは書類の写真を添付）

① 就労証明書（令和５年９月１日以降に証明されているもの）
※スマートフォンで証明書の写真を撮る場合は、表の面を縦に１枚ずつ撮影してください。（裏面不要）
※就労を理由に申込される場合は、「月 12 日、１日４時間」以上の就労が常態化しており、年間利用希望者については、15 時以降も就労していることが利用条件となります。
② 農業申立書（農業従事の場合）
③ 介護・看護（その他）申立書（介護または看護の場合）
④ カリキュラム（在学証明書）（学生の場合）
⑤ 疾病の場合は、診断書
⑥ 出産の場合は、母子手帳の写し ※産前２か月、産後６か月の計８か月が限度
⑦ 自営業の方は、就労証明書と確定申告書（第１表および第２表）の写しを両方添付してください。（起業初年度で確定申告がまだの方は、開業許可証等、事業を開始したことが確認できるものを添付してください。

３　放課後児童クラブの内容

➢ 開設期間　令和６年４月１日から令和７年３月 31 日まで

➢ 開設時間

次のとおり、基本的な保育時間を定めています。

区　分	開　設　時　間
学校授業日	下校時から 18 時まで
学校休業日	８時から 18 時まで

※学校の振替休日は、学校休業日として開設します。

➢ 利用区分

「年間利用」と「長期休業期間（春・夏・冬休み）利用」の２区分となっています。

区　　分	利用可能その他サービス		
	夕延長利用 18:00～18:30	朝延長利用 7:30～8:00	土曜日利用 8:00～17:00
1　年間利用（１年を通じて利用）	○	○	○
2　長期休業期間利用（長期休業期間だけ利用）	○	○	×

➢ 延長利用

保護者の勤務時間や通勤時間などの都合により、利用時間を超えてしまう場合は、次の延長利用をご利用ください。ただし、事前申込みが必要です。（※急きょ利用される場合も同様）

区　分	延　長　時　間	備　考
夕延長利用	18 時から 18 時 30 分まで	
朝延長利用	７時 30 分から８時まで	長期休業期間のみ

➢ 土曜日利用

保護者が就労等の事情により不在で、土曜日も利用される場合は、次の「土曜日利用」をご利用ください。（就労証明書の就労日の「土曜日」欄にチェックが入っている必要があります。）

区　分	開　設　時　間	備　　考
土曜日利用	８時から 17 時まで	年間利用の方のみ

※土曜日の開設に、朝延長、夕延長はありません。

※開設場所は、坂田第１児童クラブ（さかっこクラブ）と伊吹児童クラブ（いぶきっ子クラブ）を予定しています。

➢ 変更届出

利用区分、延長利用および土曜日利用等の利用内容を変更する場合は、**変更する月の前月 20 日まで**に変更届を提出されると、翌月から変更が適用となります。

➢ 休業日（開設しない日）

休業日	日曜日、祝日
	８月 13 日から８月 15 日まで
	12 月 29 日から１月３日まで

➢ 各放課後児童クラブ（公設）の名称・小学校区・所在地

市内の放課後児童クラブ（公設）は、次のとおりです（令和６年度の予定）。

名　称（愛　称）	小学校区	所　在　地
米原第１児童クラブ（まいはらっ子クラブ）	米　原	入江 296（米原第１児童クラブ専用棟 ※旧米原幼稚園）
米原第２児童クラブ（あしたばひろば）		入江 307（米原第２児童クラブ専用棟 ※米原小学校敷地内既存棟・新設棟）
河南児童クラブ	河　南	枝折 77（河南小学校内）
坂田第１児童クラブ（さかっこクラブ）	坂　田	宇賀野 273(クラブ専用棟・旧坂田診療所)
坂田第２児童クラブ（お家笑里クラブ）		顔戸 1513（近江学びあいステーション内）

息長児童クラブ （近江げんきッズ息長）	息　長	能登瀬 1339（息長小学校内）
大原児童クラブ （はらっぱ）	大　原	野一色 1184 （大原児童クラブ専用棟・旧大原幼稚園）
山東児童クラブ （ほたるっ子 310）	山　東	志賀谷 1907（山東児童クラブ専用棟 ※旧山東生涯学習センター）
柏原児童クラブ （のびっ子）	柏　原	柏原 2320（柏原小学校内）
伊吹児童クラブ （いぶきっ子クラブ）	伊吹・春照	春照 37（伊吹薬草の里文化センター内） 杉澤 817（春照小学校内※夏季休業期間のみ）

◆令和６年度　①米原小学校区・②坂田小学校区の各放課後児童クラブの申込方法

①「米原第１児童クラブ」・「米原第２児童クラブ」２クラブの選択制となります。

②「坂田第１児童クラブ」・「坂田第２児童クラブ」２クラブの選択制となります。

※ ２クラブの入会申込児童数や学年に著しく偏りがある場合、それぞれの児童クラブが適正規模となるよう利用調整を行います。（例：米原小学校 現３年生など）

※ 学年によるクラブ選択の制限はありません。

➢ 利用定員（受入施設の面積や小学校の児童数から設定）

名　称	利用定員 年間（年間＋ 長期休業期間）
米原第１児童クラブ	120 人（120 人）
米原第２児童クラブ	80 人（130 人）
河南児童クラブ	40 人（40 人）
坂田第１児童クラブ	80 人（140 人）
坂田第２児童クラブ	70 人（95 人）

名　称	利用定員 年間（年間＋ 長期休業期間）
息長児童クラブ	40 人（70 人）
大原児童クラブ	110 人（130 人）
山東児童クラブ	40 人（50 人）
柏原児童クラブ	40 人（40 人）
伊吹児童クラブ	45 人（110 人）

令和６年度から負担金額が変わります。

令和６年度保護者負担金〔児童１人当たり〕

〇支援員の確保や必要物品等の準備のため、利用の有無に関わらず、負担金が必要です。

〇入会決定時に負担金の滞納がある方は、次年度の入会はできませんのでご注意ください。

変更 ■「年間利用」をされる方

月額基本負担金　月額 10,000 円

延長利用をされる方

区　　分		負担金額
夕延長利用（18:00～18:30）		月額　1,000 円
朝延長利用（7:30～8:00）	夏休み期間	期間　1,000 円
	その他期間	期間　500 円

※その他期間は、「春休み」「冬休み」です。

土曜日利用をされる方

区　　分	負担金額
土曜日利用	月額　4,000 円

※延長利用・土曜日利用は、利用の有無に関わらず、月額負担金に金額が加算されます.

変更 ■「長期休業期間利用」をされる方

期間別基本負担金

区　　分	負担金額
学年始休業日（４月春休み）	4,000 円
夏季休業日（夏休み）	18,000 円
冬季休業日（冬休み）	4,000 円
学年末休業日（３月春休み）	4,000 円

延長利用をされる方

区分		負担金額
夕延長利用（18:00～18:30）	夏休み期間	1,000 円
	その他期間	500 円
朝延長利用（7:30～8:00）	夏休み期間	1,000 円
	その他期間	500 円

※その他期間は、「春休み」「冬休み」です。

※延長利用は、利用の有無に関わらず、左記の期間別基本負担金に右記金額が加算されます。

■「緊急時の延長」をされる方

※緊急時の延長は、延長利用を申し込まれていない児童について、朝・夕それぞれ 30 分以内の時間、緊急的にお預かりするものです。（30 分以内：200 円/回）

※７時 30 分以前および 18 時 30 分以降は、いかなる場合もご利用いただけません。

■その他実費負担額

活動費（おやつ・教材費等）	月額　2,000 円程度

■減額・免除制度について

次の場合に限り、減額・免除制度が受けられます。適用を受けるには、別途、申請が必要となります（※実費負担分・緊急延長料金等は対象外　※申請は入会許可決定後にご案内します。）。

区　　分	措置内容
① 生活保護法の規定により、保護を受けている世帯	免　　除
② 児童福祉法に基づく要保護児童の養育を委託されている世帯	免　　除
③ 非課税世帯	４分の３減額
④ ①、②、③以外のひとり親家庭等（母子家庭、父子家庭、その他）	２分の１減額
⑤ ①、②、③、④以外の兄弟姉妹（２人以上の入会で最年長以外の全ての児童対象）	４分の１減額

■納付方法

保護者負担金は、ご利用月の翌月末（土・日・祝日の場合は翌営業日）の口座引落しとなります。

負担金が未納になった場合は、入会の停止または取消となることがあり、遅延損害金が発生する場合がありますので、ご注意願います。

※負担金は、口座振替で徴収しますので、利用者（児童）の方は利用決定通知書に同封する**「口座振替依頼書」を必ず提出してください。利用開始までに正当な理由なく提出がない場合、利用取消となる場合があります。**

４　令和６年度の児童受入方針について

令和６年度におきましても、入会希望者が多く見込まれます。**入会申込期限（令和5年10月31日）後の受付はできませんので、必ず受付期間中に申込みをお願いします。**

変更

５　保険加入について

入会児童の安全確保に努めていますが、万が一の事故やけがに備えて、入会時に「スポーツ安全保険（A1 区分）」に加入しています。掛金につきましては、市が負担しますので改めて徴収することはありません。

詳細はこちら

６　問合せ先

米原市くらし支援部子育て支援課

〒521-8501　米原市米原 1016 番地

TEL（0749）53-5131　Fax（0749）53-5128

■マイナポータルからの電子申請の手順（1 度に最大児童３名分の申請ができます。）

【事前準備】

「Google Play」または「App Store」でマイナポータルアプリをダウンロードしてください。

※WEBのブラウザからでも申請できます。

1．事前に添付書類（就労証明書等）のデータ（写真）を準備します。

2．アプリのアイコンまたはマイナポータルのトップ画面からスタート

※下の図は、アプリを使用した場合の例です。

①ログインの有無を選択

②「メニュー」を押す

③「手続きの検索～」を押す

下段へ続く

④「米原市・子育て」で検索

⑤「放課後児童クラブ入会申込書」を選択し「申請する」

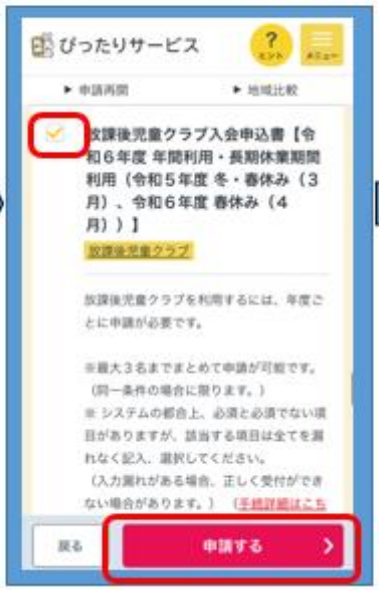

⑥「保護者情報」から入力開始